

## 定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和4年5月27日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和4年7月11日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	菊	地	健	太郎
同	武	田		聡

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘 印

## 上下水道部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和 4 年 5 月 2 7 日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

## 記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
上下水道部 総務課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	<p>1 行政財産目的外使用許可事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 土地に係る使用料を算定するにあたり、単位面積等に満たない端数を、単位面積等に相当する長さとして計算（切り上げ）していないため、使用料に誤りがあり、収入額に不足が生じていたもの ・須川水管橋（電気供給のため）</p> <p>(2) 土地に係る使用料を算定するにあたり、単位面積等に満たない端数を、単位面積等に相当する面積若しくは長さとして計算（切り上げ）していないため、使用料に誤りがあったもの ・水源涵養林用地（案内看板設置のため） ・蔵王ダム導水第三減圧槽（宝沢農業集落排水処理施設汚水管埋設のため）</p> <p>(3) 許可書に前年度までの使用料が記載されていたため、収入額に不足が生じていたもの ・上下水道施設管理センター（公衆電話ボックス設置のため）</p>	<p>1 行政財産目的外使用許可事務については、今回の指摘事項と同様の事例が生じないよう条例及び規則等に従い、複数の職員で確認するなど適正に事務を行ってまいります。</p> <p>(1) 使用料の算定方法を是正し、相手方に適正な金額の説明を行い、不足する額については納入通知書を送付いたしました。</p> <p>(2) 使用料を算定根拠に基づき是正いたしました。</p> <p>(3) 使用料の算定方法を是正し、相手方に適正な金額の説明を行い、不足する額については納入通知書を送付いたしました。</p>